

税に関するお知らせ

☎ 税務室 ☎892-0121

給与支払報告書を提出してください

令和4年1月1日現在、交野市に居住する人に給与・賃金等(専従者給与・パート・アルバイト代含む)を支払った人(給与支払者)は、交野市宛に給与支払報告書を提出してください。提出の際は「令和4年度市町村に提出する給与支払報告書等の作成および提出についての手引書」等を参考にしてください。

提出書類 給与支払報告書(総括表と個人別明細書) ※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和4年1/31(月)まで **提出先** 市役所本館1階 税務室市民税係

特別徴収を実施します

特別徴収とは、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に従業員の市・府民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入する制度です。また、地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は特別徴収義務者として、市・府民税の特別徴収を行うことと定められています。

府と府内市町村では、原則全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定し、市・府民税の給与からの特別徴収を徹底しています。詳細は、府ホームページをご覧ください。

償却資産の申告をしてください

事業用の固定資産(土地・家屋・自動車を除く)は、償却資産として固定資産税の課税対象となります。市内で償却資産を所有している個人・法人は令和4年1月1日現在の資産状況を申告してください。

提出書類 償却資産申告書(および種類別明細書) ※eLTAXでの提出も可能です。

提出期限 令和4年1/31(月)まで

【申告対象資産の例】

- ▷ 舗装路面、門、塀、外構工事、看板、屋外給排水設備等(駐車場・アパート経営)
- ▷ 各種産業用機械および装置(土木・建設・農業・医療用等)
- ▷ 机、椅子、ロッカー、パソコン、エアコン等の備品

住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額

下表の要件を満たす住宅の改修工事を行った場合、申告することで家屋の固定資産税が減額されます。申告は、工事完了後3か月以内に申告してください。

※土地・都市計画税の減額はありません。また、耐震改修工事の減額は、他制度と重複適用できません。

申告書等の配布

- ▷ 市役所本館1階 税務室固定資産税係
- ▷ ホームページ(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013111300011/>)

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事 (熱損失防止改修工事)
対象となる住宅	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	新築後10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)	平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
改修工事の要件	現行の耐震基準に適合する改修工事	▷ 65歳以上の高齢者等が居住している ▷ 床の段差解消、廊下の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの取付け等の改修工事	▷ 現行の省エネ基準に適合する改修工事 ▷ 窓の断熱改修工事(※必須要件)、床・天井・壁の断熱改修工事
		改修後の住宅の床面積が50㎡～280㎡	
費用	自己負担額50万円以上の工事		
減額の内容	家屋に係る固定資産税額の2分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり100㎡が上限)	家屋に係る固定資産税額の3分の1が減額(1戸あたり120㎡が上限)
減額の期間	工事が完了した年の翌年度分のみ		

小型特殊自動車の登録

フォークリフト等作業用車両、トラクター等農耕車両は公道走行の有無を問わず軽自動車(小型特殊自動車)の登録(ナンバープレート設置)が必要です。早めに登録を行ってください。

登録に必要なもの

- ▷ 販売証明書またはカタログ等車両の性能、仕様、販売の事実を示すもの
- ▷ 車台番号(製造番号)の拓本、製造番号が書かれている標板の写真等
- ▷ 申告者の本人確認書類

税額 ①フォークリフト等作業用車両 年5,900円 ②トラクター等農耕車両 年2,400円

※「軽自動車税種別割」は毎年4月1日時点の軽自動車等所有者に課税されます。4月2日以降に廃車した場合の月割の還付はありません。

所得税の申告

☎ 枚方税務署 ☎844-9521

※各会場とも相談会場専用の駐車場がありません。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

枚方税務署の申告書作成会場(枚方市大垣内町2-9-9)

日時 令和4年2/16(水)～3/15(水)9:00～17:00(相談受付は16:00まで)

※土・日・祝日を除く。

※混雑状況によっては、入場整理券の配付を早めに終了する場合があります。

交野市の申告書作成会場(給与所得者・年金所得者専用)

事前に入場整理券の申し込みが必要です。

日時 2/2(水)～8(水)9:30～16:00(土・日曜を除きます)

場所 市役所別館3階 中会議室 **対象** 市民

入場整理券の申込 今回の整理券は枚方税務署から発送

します。そのため、申込用紙の記載事項は、枚方税務署に情報提供しますので、あらかじめご了承ください。

①のうえ、申し込みください。①枚方税務署への情報提供に「同意する」②住所③氏名(フリガナ)④生年月日

⑤電話番号(日中連絡可能な番号)⑥相談希望日(第3希望まで)を記入し、12/6(月)～24(金)(必着)に税務室市民

税係宛てに郵送(持参可)、FAX、Eメール

〒576-8501(住所記入不要)

☎895-2101 ☒zeimu@city.katano.osaka.jp

申込用紙の記載例

- ① 同意する
- ② 〒000-0000
交野市私部1-1-1
- ③ カタノ タロウ
交野 太郎
- ④ 昭和〇年〇月〇日
- ⑤ 000-000-0000
- ⑥ 第1希望 2月〇日
第2希望 2月△日
第3希望 2月□日

※記載事項①に同意できない場合は、入場整理券事前申し込みの対象外となります。

※原則1通につき1人のみ有効ですが、家族分まとめて相談の場合に限り、1通の整理券で家族分全員の相談ができます。

※時間指定はできません。

※一日に相談できる人数に限りがあるため、定員を上回った場合は抽選となります。

※抽選結果および入場整理券は、1月中旬に封書で枚方税務署から発送します。

※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。

事業所得または不動産所得がある人専用の申告書作成会場

日時 令和4年2/24(木)・25(金)9:30～16:00(相談受付は15:30まで)

場所 北河内府民センター1階 大会議室(枚方市大垣内町2-15-1)

※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。